

## よくある質問

**Q:**届出用紙の提出とオンラインでの届出は両方行う必要があるのか？

**A:**どちらか1つの方法で届出を行ってください。

**Q:**2か所以上の施設で勤務しているがどの施設の内容で届出を行えばよいのか？

**A:**勤務日数が多い施設の内容で届出を行ってください。届出は1人につき1回の届出で完了です。働いている施設全ての分の届出は不要となります。

**Q:**千葉県以外でも就業しているが、他の都道府県に対しても届出が必要か？

**A:**勤務日数が多い施設の所在する都道府県に届出を行ってください。

**Q:**休職者(産休、育休、療休等)も届出は必要か？

**A:**12月31日時点で雇用契約がある場合は、届出が必要です。この場合は「短時間労働者」とし「常勤換算数0.0」としてください。

**Q:**「看護師免許」を保持しており看護師として業務を行っているが、看護師免許取得前に「准看護師免許」を取得している。この場合、「免許の種別」には両方の免許番号の記載が必要なのか？

**A:**2種類以上取得している場合は、取得した免許全ての免許番号の記載が必要となります。

ただし、「業務種別コード」では主たる業務(Qの場合は「3 看護師」)を選択することとします。

**Q:**婚姻等で氏名に変更が生じたが、免許証の「籍訂正・書換え交付申請」を行っていない。この場合はどの時点の氏名で届出を行えばよいのか？

**A:**12月31時点の氏名で届出を行ってください。また、速やかに「籍訂正・書換え交付申請」を就業地の保健所を通じて手続きを行ってください。

**Q:**派遣会社に在籍しており、派遣会社を通じて業務に従事している場合は「従事場所」はどこになるのか？

**A:**派遣先の施設を「従事場所」として記載してください。また「常勤換算」については、派遣先の施設での労働時間の内容を記載してください。

**Q:**市区町村立の保育所に勤務している場合は、「従事場所区分」はどれになるのか？

**A:**従事場所区分(コード)は「62 社会福祉施設(児童福祉施設)」を選択してください。